

平成 24 年 10 月 11 日

大阪市教育長 永 井 哲 郎 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 22-01-110 号）に関する関係所属の対応について

標題について、平成 23 年 7 月 26 日付けで本委員会が実施した勧告に対して、貴職が次のような措置をとったことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

なお、返還を求めることとした合計 7,378,400 円の返還状況等については、後日、本委員会に報告してください。

記

確認内容

- 1 教育委員会事務局に、学校園に係る安全衛生委員会の年間予定表と実施報告書を提出させ、平成 24 年度は教職員数が 50 人以上の学校において、概ね月 1 回以上安全衛生委員会が開催され、職場巡視が実施されていることを確認していること。
また、産業医の執務記録簿の様式を定め、記録を徹底するよう指示したこと。
- 2 教育委員会事務局に、平成 19 年度以降の各高等学校の産業医の活動状況について調査を実施させ、その結果、実績が認められなかったもの（合計 4,716,000 円）について、現場管理者である校長、教育委員会事務局の職員（課長代理級以上）及び当該校の産業医に対して、金銭の返還を求めていること。
- 3 高等学校を除く学校園のうち教職員数が 50 人以上のもの（特別支援学校）についても、教育委員会事務局に、平成 19 年度以降の各高等学校の産業医の活動状況について調査を実施させ、その結果、実績が認められなかったもの（合計 2,662,400 円）について、現場管理者である校長、教育委員会事務局の職員（課長代理級以上）及び当該校の産業医に対して、金銭の返還を求めていること。
- 4 学校園のうち教職員数が 50 人未満のものについては、法令上の義務はないものの、安全衛生委員会の開催が行われていない学校園が多く見受けられたため、学期に 1 回程度、安全衛生委員会を開催するよう周知するとともに、1 年間の開催日程と学期ごとの報告を求めるようにしたこと。

（参考）勧告の内容

- (1) 各高校の校長は、法、令及び規則に定められた委員会の開催とその議事の概要の周知及び産業医による職場巡視等を各高校において直ちに実施させること。
- (2) 教育長は、各高校の平成 19 年度以降における産業医への報酬について、法、規則及び要綱に基づいた業務がなされていたかどうか精査し、その実施の頻度等も勘案して、不当な支出がなされたと判断した部分については、相手先から自主的に返還させることを含め、市民の理解を得られるよう適切な措置を講じること。
- (3) 教育長は、高校以外の大阪市立の学校園においても同様の事象が生じていないかについて、過去 3 年に遡って早急に調査を実施するとともに、不適正な事象が確認された場合には、上記(1)(2)に準じて取り扱うこと。